

令和8年函審第4号

裁 決

作業船A消波ブロック衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和7年6月19日04時10分

北海道天売港

2 船舶の要目

船 種 船 名 作業船A

総 ト ン 数 0.8トン

登 録 長 5.89メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 18キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成13年4月に進水し、漁ろう以外のことをする間の最大搭載人員が旅客6人及び船員1人で、和船型無蓋のFRP製作業船で、レーダー及びGPSプロッター等の航海計器を搭載せず、船首部に倉庫区画、右舷船尾部に操縦区画及び船尾中央に船外機をそれぞれ装備していた。

(2) 天売港の状況

天売港は、北海道羽幌港西方沖合16海里に位置する東方に開いた港で、北海道天売島唯一の港湾として、島民の生活物資の供給基地、水産業の拠点港、離島観光の玄関口及び避難港等の多様な役割を担い、港内には、北部の船揚場から098度（真方位、以下同じ。）方に80メートル延び、南方に屈曲して153度方に120メートル延びた後、東方に屈曲して113度方に延びる全長340メートルの北防波堤、及び南部の物揚場から連続して012度方に110メートル延びる南防波堤がそれぞれ築造され、北防波堤東端及び南防波堤北端によって形成された間口が南東方に開いた幅員60メートルの出入口（以下「港口」という。）を形成し、北部の船揚場北岸北方沖合130メートルのところに、東西方向160メートル南北方向210メートルの干出岩の鷗岩が拡張していた。

そして、北防波堤東端には、毎4秒に赤色1閃光を発する光達距離が5海里で、灯高15メートルの天売港北防波堤灯台が、鷗岩北東部には、毎10秒に白色3急閃光を発する光達距離が7海里で、灯高11メートルの鷗岩灯標がそれぞれ設置されていた。

(3) 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）平成18年11月に取得したAに乗り

換え、漁業を営む傍ら公共工事に伴う作業員搬送業務を請け負うようになり、同船がレーダー及びGPSプロッター等の航海計器を搭載していなかったことから、平素、早朝に港口から鷗岩灯標に向かう際には、周囲の航路標識を目測して北防波堤との相対位置関係を把握して同防波堤東方沖合130メートルを北上していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、作業員2人を乗せ、作業員搬送の目的で、船首0.2メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和7年6月19日04時05分天売港の係留地を発し、鷗岩灯標に向かった。

a受審人は、操縦区画に腰掛けた姿勢で操船に当たり、港口を航過し、04時09分僅か前天売島灯台から087.5度700メートルの地点で、針路を鷗岩灯標に向く330度に定め、機関を半速力前進にかけ、8.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、左手でティラーハンドルに備えられたスロットルグリップを握り、手動操舵によって進行し、04時09分僅か過ぎ天売島灯台から087度700メートルの地点に至り、操縦区画前方に雨水の滞留を認め、体を左方に捻って雨水の排出を始めたところ、同灯標に向首接近するつもりであったものの、僅かに左舵が取られ、Aが緩やかな左転を始めた。

Aが緩やかな左転を始めたときa受審人は、北防波堤まで270メートルのところとなり、その後同防波堤に向かって接近する状況であったが、船内に溜まった雨水を排出することに気を奪われ、周囲の航路標識を目測して北防波堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうしてa受審人は、北防波堤に向かって続航中、04時10分

天売島灯台から072度510メートルの地点において、Aは、船首が270度を向いたとき、原速力のまま、その船首部が北防波堤屈曲部北西端付近の消波ブロックに衝突した。

当時、天候は曇りで、風力3の南南西風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じ、作業員2人が肋骨骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件消波ブロック衝突は、天売港において、作業員搬送のため鷗岩灯標に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、北防波堤北側の消波ブロックに向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、天売港において、作業員搬送のため鷗岩灯標に向けて航行する場合、北防波堤に向かって接近することのないよう、周囲の航路標識を目測して同防波堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船内に溜まった雨水を排出することに気を奪われ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、北防波堤屈曲部北西端付近の消波ブロックに向かって進行して同消波ブロックに衝突する事態を招き、船体に損傷を生じさせ、作業員2人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年7月16日

函館地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁